

(別表) 評価基準				評価点					評価方法					
評価項目		評価事項		配点	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
事業プラン評価点	会社概要	・応募者（共同企業体の場合は構成員を含む）が本市区域内に本店又は主たる事務所を有するか（本市区域内の場合は3点、本市区域外の場合は0点）		5	5	0				京都市内		京都市外		
		・これまでの類似業務の実績 ・電子チケット販売の実績 ・他社システムとの連携実績		15	15	10	8	5	0	きわめて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
	販売システムの構築	・一般ユーザ画面のユーザビリティ・デザイン性 ・利用日時指定券の販売システム ・販売情報の連携性、アクセスやデータ分析性能 ・システムの拡張性や汎用性 ・安定性		30	30	20	10	5	0	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分
		・システム開発・導入が妥当な内容であり、かつ、金額が安価となっているか。		10	10	8	5	3	0	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分
	入場券	・発券する入場券が美術館に相応しいデザイン性が保たれているか。 ・簡易に印刷、発券することが可能か。 ・用紙は短期間納品が可能か。 ・用紙やプリンターは低コストで印刷できるものか。		30	30	20	10	5	0	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分
	入場管理システムの構築	・販売システム、オンラインチケットシステムとの連携 ・ハンディ端末の利便性・デザイン性 ・システムの拡張性や汎用性 ・安定した運用が確保されているか。		10	10	8	5	3	0	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分
	オンラインチケットシステムの構築	・購入画面のデザイン性 ・販売システム、入場管理システムとの連携 ・チケット券種登録の利便性 ・購入が簡易な方法になっているか。 ・キャンセル時の対応 ・無料チケットやクーポンコード等の発行可否及び利便性 ・安定した運用が確保されているか。 ・他言語対応の対応言語数		30	30	20	10	5	0	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分
		・システム開発・導入費用が妥当な内容であり、かつ、金額が安価となっているか。		10	10	8	5	3	0	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分
		・決済手段の利便性 ・使用できる決済種別数 ・売上金の入金プロセス		30	30	20	10	5	0	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分
		販売手数料	別表のとおり ※「見積書⑤」における手数料率で評価	30	30	20	10	5	0	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分
		払戻手数料	別表のとおり ※「見積書⑤」における手数料率で評価	30	30	20	10	5	0	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分
	運用・保守	・美術館と適宜連携し、スムーズな運用、保守が行われる体制となっているか。		10	10	8	5	3	0	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分
	情報セキュリティ対策	・ユーザー認証の可否、権限設定 ・通信の安全性 ・データのバックアップや復元機能 ・不正や脆弱性への対策		10	10	8	5	3	0	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分
	小 計				250									
プレゼンテーション審査評価点	プレゼンテーション	・他社システムとの連携等の説明 ・サポート状況の説明 ・他社との競争優位性の説明 ・説明内容の印象		20	20	10	5	3	0	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分
	POSシステム	・操作性 ・入力編集 ・機能性 ・データ抽出機能 ・帳票データ		40	40	30	20	10	0	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分
	ハンドヘルド	・操作性 ・機能性		40	40	30	20	10	0	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分
	オンラインチケットシステム	・操作性 ・機能性		40	40	30	20	10	0	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分
	全般	・人為ミス対策 ・デザイン		10	10	8	5	3	0	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分
	小 計				150									
見積金額	見積書①	システム構築	30						・最低価格事業者（1位）30点 ・2位以下の得点：1位の見積費用÷当該事業者の見積費用×30点					
	見積書②	必須ランニングコスト	30						・最低価格事業者（1位）30点 ・2位以下の得点：1位の見積費用÷当該事業者の見積費用×30点					
	見積書③	チケット用紙	30						・1枚当たり最低価格事業者（1位）30点 ・2位以下の得点：1位の見積費用÷当該事業者の見積費用×30点					
	見積書④	運用保守	10						・最低価格事業者（1位）10点 ・2位以下の得点：1位の見積費用÷当該事業者の見積費用×10点					
	小 計				100									
合 計				500										

【別表】 募集要項5－(4)－②の見積書における手数料率で評価する。

評価基準		配点
A	最低手数料率以上、最低手数料率×1.05未満	30
B	最低手数料率×1.05以上、最低手数料率×1.1未満	20
C	最低手数料率×1.1以上、最低手数料率×1.15未満	10
D	最低手数料率×1.15以上、最低手数料率×1.2未満	5
E	最低手数料率×1.2以上	0

※ 最低手数料率が「0%」である場合、評価基準の計算は1を乗じて計算する。

※ 最低手数料率とは、提案者から示された手数料率のうち、最も低い手数料率のことをいう。

※ 決済種別等により手数料が異なる場合は、最も高い手数料率により評価する。